

令和7年生駒市教育委員会

第10回定例会 議案

令和7年10月21日

生駒市教育委員会

令和7年生駒市教育委員会(第10回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第18号	令和7年生駒市議会第5回(9月)定例会提出議案の結果について	1
議案第26号	学校教育法施行細則の一部を改正する規則の制定について	3
議案第27号	生駒市幼稚園再編にかかる基本方針策定について	4

報告第18号

令和7年生駒市議会第5回（9月）定例会提出議案の結果について

令和7年生駒市議会第5回（9月）定例会提出議案の結果について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第6条第1号の規定により、次のとおり報告する。

令和7年10月21日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

【提出議案】

- ・ 令和7年度生駒市一般会計補正予算（第2回）

【審議経過】

令和7年9月2日 開会

令和7年9月3日 再開

令和7年9月4日 再開

令和7年9月11日 厚生文教委員会

予算委員会（厚生文教分科会）

令和7年9月17日 予算委員会

令和7年9月24日 決算審査特別委員会（厚生文教分科会）

令和7年9月30日 再開

令和7年10月2日 予算委員会

令和7年10月6日 再開

【結果】

原案のとおり可決

議案第 26 号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和 7 年 10 月 21 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和 30 年 10 月生駒市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の出席簿は、校務支援システム（電子計算機を使用して校務に関する事務を行うための情報処理システムをいう。）で作成されるものをもってこれに代えることができる。

様式第 11 号を次のように改める。

様式第 11 号 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の学校教育法施行細則の規定は、令和 7 年 9 月 1 日から適用する。

議案第 27 号

生駒市幼稚園再編にかかる基本方針策定について

生駒市幼稚園再編にかかる基本方針策定について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第2条第1号の規定により、別冊のとおり提出する。

令和7年10月21日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子